

山口県報

平成19年
9月14日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出 (厚政課) 四

生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課) 四

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) 四

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の指定 (五件) (厚政課) 四

解除予定保安林 (下関市) (森林整備課) 六

保安林予定保安林 (下関市) (森林整備課) 六

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産振興課) 七

道路の区域の変更 (道路整備課) 七

細江地区12街区第一種市街地再開発事業の終了の認可 (住宅課) 七

公告

契約の締結 (情報企画課) 七

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 八

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) 八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課) 八

土地改良区役員 (農村整備課) 九

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 〇

山口県告示第四百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年九月十四日から同年十月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 山口日本電気株式会社
住 所 宇部市大字東万倉一九二番地の三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 山口日本電気株式会社
所在地 宇部市大字東万倉一九二番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 時 間
六三一水	4000 (Nm ³ /分)	平成二〇、四年一月一日	平成二〇、二年二月九日	平成二〇、一年三月一日
六五	4000 (枚/日)	平成二〇、一年一月一日	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

備考 「六三一水」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する磨ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

有機排水処理施設	種 類		項目	汚 水 等 の 状 態 の 値	
	処理後	処理前		通 常 最 大	通 常 最 大
	七	一	水素イオン濃度 (水素指数)	八・六	五・八
	一五	九〇〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	二二	一、〇〇〇
	二〇	二五	浮遊物質 (mg/l)	二五	三〇
	二	二	鉱油類 (mg/l)	二	二
	一五〇	一五〇	窒素 (mg/l)	一五〇	一五〇
	二	二	燐 (mg/l)	二	二
	一五・五	一五・五	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	一五・五	一五・五

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 連続	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
排水処理施設	鋼板製	二二	長時間ばっ気	二四時間	概	変動なし	(既)		(設)
"	鉄筋コンクリート	一、八六〇	中和還元・凝集 沈殿・長時間 ばっ気	二四時間					
"	"	四	"	"	"	"	"	"	"
"	"	一四	"	"	"	"	"	"	"
"	"	九五〇	"	"	"	"	"	"	"

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
"	九〇〇	一、〇〇〇	〇・一五
六五	一三〇	一六五	〇・五
六三・一水	一〇	二〇	八五・三五
	三〇	三〇	九八・三五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

山口県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

石田胃腸科内科医院 周南市鞆町二丁目四八 平成一九、六、三〇
 こやま歯科医院 " 大字徳山四二一六の二 平成一八、二、二八

山口県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

せぐち皮膚科クリニック 山口市平井一四二〇の八 平成一九、八、一
 虹ヶ浜皮膚科クリニック 光市浅江三丁目一七番一八号 " " "

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	七	七	通常最大	通常最大	通常最大
"	八・六	八・六	通常最大	通常最大	通常最大
"	五・八	五・八	通常最大	通常最大	通常最大
"	二・三	二・三	通常最大	通常最大	通常最大
"	二	二	通常最大	通常最大	通常最大
"	五	五	通常最大	通常最大	通常最大
"	三	三	通常最大	通常最大	通常最大
"	五	五	通常最大	通常最大	通常最大
"	〇・五	〇・五	通常最大	通常最大	通常最大
"	〇・三	〇・三	通常最大	通常最大	通常最大
"	〇・五	〇・五	通常最大	通常最大	通常最大
"	〇・〇五	〇・〇五	通常最大	通常最大	通常最大
"	〇・一	〇・一	通常最大	通常最大	通常最大
"	五〇	五〇	通常最大	通常最大	通常最大
"	一〇〇	一〇〇	通常最大	通常最大	通常最大

"		排水処理施設		"		"	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
七	二・五	七	二・五	七	一	七	一
八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八	八・六	五・八
一五	一〇六・九	一五	七・七・三	一五	九〇〇	一五	九〇〇
二二	一三九	二二	一〇二・二	二二	一、〇〇〇	二二	一、〇〇〇
二〇	二五	二〇	"	二〇	"	二〇	二五
二五	三〇	二五	"	二五	"	二五	三〇
"	"	"	"	"	"	"	"
二	七五・二	三〇	六二・八	二	"	二	"
三	二七八・九	五〇	一九〇・一	三	"	三	"
二	六四・二	二	九七・四	二	"	二	"
五	七三・二	五	一五四・六	五	"	五	"
六三三・八五	五七二・八五	一、六三六・一五	一、五四七・一五	"	四	"	一〇
七四四・八五	六七七・八五	一、七五五・一五	一、六四二・一五	"	四	"	一〇

こやま歯科医院
 レインボー薬局
 周南市大字徳山四一八一
 光市浅江三丁目一七番一〇号
 平成一八、三、
 平成一九、八、
 ” ”

山口県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成十九年九月十四日

氏名	施 施 称	術 術 所 在 地	山口県知事	二井 関 成	廃 止 年 月 日
流 秀人	岬整骨院	宇部市岬町二丁目八番一〇号	平成一九、五、三一		

山口県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十九年九月十四日

氏名	施 施 称	術 術 所 在 地	山口県知事	二井 関 成	指 定 年 月 日
木村 康輔	岬整骨院	宇部市岬町二丁目八番一〇号	平成一九、六、一		
徳永 基	徳永整骨院	防府市大字田島七五一の一	”		”

山口県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名 称	住 所 又 は 主 たる 事務 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 名 称	所 在 地	事 業 的 種 類	廃 止 年 月 日
医療法人吉村 胃腸科内科医 院	熊毛郡田布施 町大字下田布 施一六の八	吉村胃腸科内 科医 院	熊毛郡田布施 町大字下田布 施一六の八	居宅療 養管理 指導	平成一九、 四、三〇

氏名又は名 称	住 所 又 は 主 たる 事務 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 名 称	所 在 地	事 業 的 種 類	廃 止 年 月 日
医療法人吉村 胃腸科内科医 院	熊毛郡田布施 町大字下田布 施一六の八	吉村胃腸科内 科医 院	熊毛郡田布施 町大字下田布 施一六の八	居宅療 養管理 指導	平成一九、 四、三〇

氏名又は名 称	住 所 又 は 主 たる 事務 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 名 称	所 在 地	事 業 的 種 類	廃 止 年 月 日
医療法人吉村 胃腸科内科医 院	熊毛郡田布施 町大字下田布 施一六の八	吉村胃腸科内 科医 院	熊毛郡田布施 町大字下田布 施一六の八	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成一九、 四、三〇

山口県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名 称	住 所 又 は 主 たる 事務 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所 名 称	所 在 地	事 業 的 種 類	指 定 年 月 日
社会福祉法人 恩賜財団済生 会	東京都港区三 田一丁目四番 二八号	済生会山口地 域ケアセン ター居宅介 護サービス複 合施設にほ苑 訪問介護事業 所	山口市仁保中 郷九八九の一	訪問介 護	平成一九、 八、一
”	”	”	”	”	”
医療法人吉村 胃腸科内科医 院	熊毛郡田布施 町大字下田布 施一六の四	吉村胃腸科内 科医 院	熊毛郡田布施 町大字下田布 施一六の四	居宅療 養管理 指導	平成一九、 五、 ”

社会福祉法人 施福会	熊毛郡田布施 町大字宿井四 〇六	特別養護老人 ホームたがせ 苑	熊毛郡田布施 町大字宿井四 〇六	介護予 防短期 生活介 護所	"	"	"
株式会社はん ど	宇部市小松原 町二丁目一〇 番二四号	はんど山口店	山口市大内長 野七七六の二	介護予 防福祉 用具貸 与	"	四、	"
株式会社ミサ ト	山陽小野田市 大字植生八三 の一	株式会社ミサ ト	山陽小野田市 大字植生八三 の一	"	"	八、	"
社会福祉法人 恩賜財団済生 会	東京都港区三 田一丁目四番 二八号	済生会山口地 域ケアセン ター小規模多 機能型居宅介 護施設にほ苑	山口市仁保中 郷九八八の一	介護予 防規 模多機 能型居 宅介護	"	"	"

山口県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、
介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	特定介護予防福祉用具販売事業所 名 称	所在地	指定年月日
株式会社ミサト	株式会社ミサト	山陽小野田市大 字植生八三の一	平成一九、 八、 一

山口県告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字神田上字国重八五二の三
- 二 保安林として指定された目的

- 三 飛砂の防備
解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第四百七十一号

解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字神田上字国重八一六三、八一六五の二、八一六五の五、字土井ヶ
浜八一七五

- 一 解除予定保安林として指定された目的
風害の防備
- 二 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保
安林を次のように指定する予定である。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
下関市豊北町大字神田上字岡林八三八の二
- 二 指定の目的
飛砂の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関
市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成十五年山口県告示第四百十五号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十九年八月二十五日限り消滅した。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関成

- 油谷町加入区 油谷町北西部加入区 日置町加入区 通加入区
- 長門市加入区

山口県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十九年九月十四日から一月間山口県土木建設部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関成

- 道路の種類 県道
- 路線名 小野田山陽線
- 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山陽小野田市大字郡字杣尻三六六の一地先から 同市大字同字三六七の一 地先まで	新	最狭 三三・〇 最広 二〇・四	五七・二	

山口県告示第四百七十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の二十第一項の規定に基づき、細江地区12街区第一種市街地再開発事業の終了を次のとおり認可した。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 第一種市街地再開発事業の名称
細江地区12街区第一種市街地再開発事業
- 二 施行地区
下関市竹崎町四丁目の一部
- 三 施行認可の年月日
平成十六年八月二十四日
- 四 施行者の名称
下関コアビル株式会社
- 五 事業施行期間
平成十六年八月二十四日から平成十九年九月十四日まで
- 六 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日
平成十九年九月十四日



(四五六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
山口県ウェブサービス提供システムに係るサーバ等 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日

平成十九年七月十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社工ヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町一番二〇号

六 落札金額

六千六百七十八万円

七 入札公告日

平成十九年五月二十五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

総合評価

(四五七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年十月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 さわりハビリテーション研究会

代表者の氏名 白澤 伸一

主たる事務所の所在地 萩市大字椿東六〇五番地の一〇

三 定款に記載された目的

リハビリテーションが必要な在宅の障害者及び高齢者に対して交流会事業、支援事業等を行うことにより、その心身機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を図り、

並びにこれらの者がいきいきとした地域生活を送ることができるように支援するとともに、リハビリテーションに従事する者の知識及び技能の向上に努めることにより、地域におけるリハビリテーションの普及及び向上を図り、もって地域の保健、医療及び福祉の発展に寄与すること。

(四五八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人あとう観光協会

代表者の氏名 柴田 守之

主たる事務所の所在地 阿武郡阿東町大字徳佐中三三八二番地

(四五九) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十九年五月一日山口県公告(二一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年九月十四日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク今宿店
所在地 周南市新宿通五丁目二四
意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク新南陽店
所在地 周南市大字富田二七六三
意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク徳山東店
所在地 周南市松保町一七〇四の五
意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月一日山口県公告(二二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十九年九月十四日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。
平成十九年九月十四日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 丸久西岩国店
所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号
意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年五月一日山口県公告(二二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。
当該意見は、平成十九年九月十四日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成十九年九月十四日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 光ショッピングセンターベスト
所在地 光市島田一丁目二番二〇号
意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四六二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。
平成十九年九月十四日
山口県知事 二井 関成

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
油谷河原土地改良区	理事	金子 博	長門市油谷河原七九三
"	監事	藤澤 範二	油谷伊上一五三八
"	"	上岡 康雄	油谷新別名一二七九
"	"	有田 茂	油谷河原一七五〇の八
"	"	竹森 茂	一七七五
"	"	福永 泰彦	一二四三の二
"	"	櫻井 征雄	三八六
"	"	松田 昭洋	六八〇の一

平成十九年九月十四日印刷
平成十九年九月十四日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

(四六三) 開発行為に関する工事の完了
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

土地改良区名称	理事の別	氏名	住	所
油谷河原土地改良区	理事	藤田 芳久	長門市油谷新別名八七	
"	"	伊村 賢治	油谷河原一七七八	
"	"	上岡 康雄	油谷新別名一二七九	
"	"	船木 和好	油谷河原一七五〇の一	
"	"	飯田 育太	" 一二〇六	
"	"	櫻井 征雄	" 三八六	
"	"	金子 博	" 七九三	
"	"	原田 忠久	" 七六七	
"	"	京野 馨	" 一四三二	
"	"	大村 善一	油谷蔵小田二四八〇	
"	"	長野 寿	" 二七五九の一八	
"	"	藤澤 範二	油谷伊上一五三八	
"	"	睦田 幸雄	" 一三〇七	
"	"	上田 弘文	" 二〇一八	
"	監事	中川 和行	油谷河原一〇八	
"	"	上野 靖児	" 一二四三の一	
"	"	兼澤 俊人	油谷伊上一六二二	
"	"	長井 昭満	油谷新別名一一一九の二二	

退任した役員	氏名	住	所
京野 馨	"	一四三一	
大村 康彦	"	油谷蔵小田二四八〇の一	
中嶋 修	"	二六〇四	
上田 弘文	"	油谷伊上一〇一八	
松村 義雄	"	四三八の三	
上野 靖児	"	油谷河原一二四三の一	
大道伊與吉	"	二二八〇	
増田 浩嗣	"	油谷伊上一七二八	

平成十九年九月十四日

一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字中坪

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市生野屋西二丁目三番二〇号
佐竹 剛

一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市日の出二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字東高泊一一八九番地
伊藤 和夫

山口県知事 二井 関成